

法定事後開示書類（会社分割）（交通情報サービス株式会社）

2026 年 8 月 1 日

日本エンタープライズ株式会社

交通情報サービス株式会社

2026 年 8 月 1 日

新設分割に関する事後開示書面

東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 8 号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役会長兼社長 植田 勝典

東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 8 号
交通情報サービス株式会社
代表取締役社長 勝田 康文

日本エンタープライズ株式会社（2026 年 12 月 1 日付で「日本エンタープライズグループ株式会社」に商号を変更する予定です。以下「分割会社」といいます。）は、2026 年 6 月 17 日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、同年 8 月 1 日を効力発生日として、分割会社の交通情報サービス事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、新設分割により新たに設立する交通情報サービス株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施いたしました。

本新設分割に関し、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）
2026 年 8 月 1 日
2. 会社法第 805 条 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）
本新設分割は、会社法第 805 条に規定する簡易新設分割の要件を満たすため、会社法第 805 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。
3. 会社法第 806 条及び第 808 条並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）
 - （1）会社法第 806 条（反対株主の株式買取請求手続）の経過
本新設分割は、会社法第 805 条に規定する簡易新設分割の要件を満たすため、会社法第 806 条第 1 項第 2 号の規定により、該当事項はありません。
 - （2）会社法第 808 条（新株予約権買取請求手続）の経過
分割会社は、会社法第 808 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 6 月 30 日付で、同項第 2 号ロに定める新株予約権の新株予約権者に対し、本新設分割をする旨並びに新設会社の商号及び住所に係る通知を行いましたが、同条第 1 項の規定により、分割会社に対し、新株予約権の買取請求を行うことができる新株予約権者はいません。
 - （3）会社法第 810 条（債権者異議手続）の経過
分割会社は、新設会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っており、該当事項はありません。
4. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）
新設会社は、本新設分割の効力発生日である 2026 年 8 月 1 日をもって、本新設分割により、分割会社から、本新設分割計画書に記載された本事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利

義務を、本新設分割計画書の定めに従い承継いたしました。

5. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

分割会社は、会社法第 805 条の規定に基づき、本新設分割計画書について同法第 804 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本新設分割を行いました。

以 上